

平成 21 年 5 月 25 日

各 位

所在地	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
会社名	ITX株式会社
代表者の役職名	代表取締役社長 中塚 誠 (コード番号: 2725)
問い合わせ先	
責任者役職名	取締役 半澤 彰一
電話番号	03 ( 4288 )7000

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 24 日開催予定の第 10 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社の事業内容の明確化を図るため、平成 21 年 4 月 1 日にアイ・ティー・テレコム株式会社と合併したことにより引き継いだ電気通信事業に係る代理業を、現行定款第 2 条に追加するものであります。
- (2) 現行定款第 3 条につきましては、本店の所在地を東京都千代田区から東京都港区に変更するものであります。  
この変更につきましては、平成 21 年 9 月 30 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を設けるものであります。
- (3) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)の施行による株券電子化に伴い、現行定款のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定について、条文及び文言の削除、修正等所要の変更を行うとともに、株券喪失登録簿に関する経過措置につき、所要の規定を附則に設けるものであります。  
また、上記変更による現行定款第 7 条の削除に伴い、現行定款第 8 条以下の条数を順次繰り上げるものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条 2. 情報の処理・提供に関する事業、電気通信事業、無線および有線テレビ・ラジオ放送事業ならびに番組供給業</p> <p>第3条 当社は本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 当社は株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第9条 ～ 第12条 (条文省略)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第14条 ～ 第37条(条文省略) (新設)</p>	<p>第2条 2. 情報の処理・提供に関する事業、電気通信事業およびその代理業、無線および有線テレビ・ラジオ放送事業ならびに番組供給業</p> <p>第3条 当社は本店を東京都港区に置く。</p> <p>(削除)</p> <p>第7条 当社は株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第8条 ～ 第11条 (現行どおり)</p> <p>第12条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第13条 ～ 第36条 (現行どおり)</p> <p>附則 第1条 本店の所在地の変更は、平成21年9月30日までに開催される当社取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。 なお、本条は、効力発生日経過後、これを削除する。</p> <p>第2条 当社の株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 なお、本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 21 年6月 24 日(水)

定款変更の効力発生日 平成 21 年6月 24 日(水)

(但し、現行定款第 3 条における効力発生日については、附則第 1 条に記載の通り、平成 21 年 9 月 30 日までに開催される当社取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。)

以上